平成２５年（フ）第６８９号
福岡市博多区住吉３丁目５番21―201号
債務者　小泉　直子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０４号
福岡市博多区諸岡３丁目33番50―405号
債務者　中園ユミ子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０５号
福岡市早良区南庄６丁目２番35号
債務者　濱口美佐子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１１号
福岡市博多区光丘町１丁目３番５号
債務者　小金丸　恵
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２０号
福岡市中央区黒門６番39―703号
債務者　北村　美穂（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２６号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　25棟302号
債務者　北野ふじのこと　朱　ふじの
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２８号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　高木　蒼夏
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３６号
福岡市博多区美野島２丁目24番14―904号
債務者　嶋田　優子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４４号
福岡市南区若久６丁目55番17号
債務者　大神　理世
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６５号
福岡県糸島市前原西２丁目２番16号　202
債務者　早川　直美（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋138番地２レイクサイド坪見203号
債務者　佐々木雅彦
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７４号
福岡市東区松田３丁目18番19―502号
債務者　平原　紀愛
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７５号
福岡県古賀市千鳥３丁目１番１号
債務者　三坂　成司
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８０号
福岡市西区下山門団地17番303号
債務者　吉田　香織
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８１号
福岡市博多区住吉２丁目17番13―401号
債務者　川口　昭義
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９９号
福岡市早良区星の原団地56番301号
債務者　小野美清子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８０１号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番35号
債務者　井本　直子（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部